

14監査公表第8号

地方自治法第199条第2項の規定により行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成14年5月2日

福岡市監査委員	石	村	一	明
同	宮	本	秀	国
同	高	橋	宏	和
同	上	野		寛

第1 監査の対象事務

ごみ減量・リサイクルの推進について

第2 監査の目的

環境に対する市民意識が高まる中で、特にごみ問題については、資源のリサイクルを含め「市政に関する意識調査」(平成11年8月、平成12年9月実施)において、生活に最も身近な問題として、すぐに若しくは長期的に改善しなければならないものとして常に上位に位置している。

また、本市においては、近年のごみの急増に対応し、ごみの減量を図るため、これまで様々なごみ減量・リサイクル施策が実施され、平成12年4月からは「家庭ごみの4分別収集」、平成13年4月からは特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)の施行など、ごみ減量・リサイクルに向けた新たな要因も生まれてきている。

さらに市民の「家庭ごみ4分別収集等に関する意識調査」(平成12年7月実施)の結果においても、空きびん・ペットボトルについては分別の仕方の判断に困るなど、まだ十分な理解が得られていないように思われる。

このような状況の中、平成2年度から総合的に進められてきている「ごみ減量・リサイクル」施策を検証し、環境にやさしいまちづくりに寄与するもの。

第3 監査の対象局等、期間及び方法

- 1 対象局等 環境局及び区役所並びに関係各局、機関
- 2 期 間 平成13年7月から平成14年3月
- 3 方 法 書類審査、実地調査及び口頭による質問調査並びに市民へのアンケート調査

第4 監査の主な着眼点

- 1 ごみ減量・リサイクル施策に係る事務事業が、合理的かつ効率的に行われているかどうか。
- 2 市民への広報(周知)、啓発活動等は適切になされているかどうか。
- 3 他部局・機関・施設間での事業の執行について、連携、整合性がとれているか。

- 4 現地調査等は、適切に実施されているか。また、市民等からの情報に対する対応は、迅速・適切なものとなっているか。

第5 ごみ減量・リサイクル事業について

ごみの減量・再資源化は、廃棄物の適正処理の確保、省資源・省エネルギーの推進、さらには地球規模での環境保全という観点からも求められている。

本市においては、ごみの減量・リサイクルは市の重要施策であるとの認識のもと全庁的な対策を図るため、昭和63年9月に「福岡市ごみ減量対策推進本部」を設置するとともに、市民や事業者及び行政が一体となって取り組みを進めるため、平成4年8月に「福岡市ごみ減量・リサイクル推進会議」を設置し、事業所及び家庭等の排出源における各種ごみ減量・再資源化施策を推進している。

なお、具体的な事務事業の概要については、以下のとおりである。

【環境局】

1 ごみ減量推進対策事業

(1) 家庭系ごみ対策

一般家庭対策としては、地域集団回収等報奨制度、生ごみ処理機等購入費補助制度、家具等のリサイクルを推進する「リサイクル夢市場事業」等を実施するとともに、新聞社・新聞販売店・行政が一体となって新聞古紙の回収を促進するため新聞古紙回収モデル事業を実施している。

また、区役所・公民館等の公共施設、スーパー等の民間協力店に資源回収箱を設置し、地域住民や商店等の参加を得て資源物回収を行う「地域リサイクルステーション事業」を展開し、併せて「かーるマークの店」の認定制度などによるごみ減量を推進している。

さらには、平成13年3月に開館した臨海リサイクルプラザにおいて、市民ボランティア団体（NPO法人）に事業企画運営を委託するなど、市民との共働によるごみ減量・リサイクルの推進を図っている。

(2) 事業系ごみ（一般廃棄物）対策

事業所対策としては、特定事業用建築物（延床面積 3,000㎡以上の事業用建築物及び大規模小売店舗）や多量排出事業所（年間排出量 90 t 以上）等の所有者等に対してごみ減量計画書等の提出を求め、事業所へ立ち入って廃棄物の減量及び処理に関して検査をし、必要と認める場合は指導を行っている。

また、個々の単位では古紙排出量が少ない商店街等の中小事業所に対し、複数の事業所が協同で古紙回収システムを構築する場合には、必要な経費の一部を助成する事業系古紙回収支援事業を行っている。

なお、家庭系ごみについては、平成9年の収集方法の変更（2分別 3分別）等により、一応のごみ減量成果をあげているところであるが、事業系ごみについては、依然として減量効果が表れていない状況にあり、この事業系ごみについて実効性ある減量への取り組みが必要なため、「福岡市ごみ減量・リサイクル推進会議」に「事業系ごみ減量対

策専門部会」を設置し、リサイクル手法や処理手数料のあり方など具体的なごみ減量の手法について検討し、平成12年5月、最終報告が取りまとめられた。現在、その報告を踏まえ、より具体的な施策の展開を図るとともに指摘された事項の検討を進めている。

2 4 分別収集への取り組み

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)への対応として、またごみ減量・リサイクルにも資する空きびん・ペットボトルの分別収集について、平成9年からモデル事業の実施や選別施設等の整備とともに市民への広報啓発を行い、平成12年4月から全市で4分別収集を開始した。

3 循環型社会の構築

平成12年8月に設置した「福岡市循環型システム研究会」において、ごみの発生抑制やリサイクル推進のための具体的な施策や市民・事業者・行政各主体の行動指針等を循環型システムとして体系化するための検討がなされ、平成13年12月に最終報告がとりまとめられた。今後この報告書の内容を踏まえ、平成14年度新たなごみ処理基本計画を策定する予定である。

4 家電リサイクル法への対応

平成13年4月から家電リサイクル法が施行されたことに伴い、これまで粗大ごみとして収集・運搬、処分していたテレビ(ブラウン管式)、エアコン、冷蔵庫及び洗濯機の取り扱いについては、市による収集・運搬は行わず、また、市の処理施設への受入も行わないこととした。平成13年4月以降、家電小売業者に引取義務のない上記4品目については、ベスト電器が収集・運搬を行っている。

【区役所】

平成4年度に市民、事業者、行政が一体となった「福岡市ごみ減量・リサイクル推進会議」を、区においても小学校区単位に「校区ごみ減量・リサイクル推進会議」を、また、各区に校区推進会議の連絡調整を行う「区ごみ減量・リサイクル連絡会議」を設置し、研修会や施設見学会、地域集団回収などの実践活動を展開している。

さらには、市民、事業者が一体となったごみの発生抑制、再生品利用等の推進を図るため、区毎に策定したアクションプログラムを基に「区ごみ減量アクション事業」を展開している。

具体的には、各区の祭りなどイベントの際に啓発コーナーの設置や「1校区1行動」の推進、買い物袋持参運動や大学におけるリサイクルマーケット・ガレージセールの実施などを実施している。

第6 監査の結果

現在、本市において、家庭系ごみについては4分別収集を実施しており、その収集・運搬の方法は次のとおりである。

- ・ 可燃性ごみ（指定袋制，週2回夜間戸別収集，平成9年12月以降）
- ・ 不燃性ごみ（指定袋制，月1回夜間戸別収集，平成9年12月以降）
- ・ 粗大ごみ（申込有料制による昼間戸別収集，平成9年12月以降）
- ・ 空きびん・ペットボトル（指定袋制，月1回夜間戸別収集，平成12年度以降）

事業系ごみ（一般廃棄物）については、一般廃棄物収集運搬業者による収集・運搬または排出事業者自らがクリーンパーク（清掃工場）等に搬入している。

【アンケート調査】

ごみ減量・リサイクルの推進にあたっては、ごみを出す際に分別を行うことが基本かつ重要であり、市民の意識・理解度を検証するため、ごみの出し方（分別の仕方）の基本的な事項について、無作為に抽出した市民を対象に郵送によるアンケート調査を行った。

1 アンケート名：福岡市ごみに関するアンケート

2 アンケート発送件数：300件

抽出にあたっては、平成13年4月1日現在市内に住民登録をしている18歳以上の市民を対象に、市内各区の人口比及び男女比の割合を基に抽出した。

3 アンケート回答件数：151件（回収率：50.33%）

4 不到達(転居先不明)件数：1件（0.33%）

5 アンケートの回答状況

「年齢別」

	発送件数			回答件数					
	男	女	計	男(回答率)		女(回答率)		計(回答率)	
10代	4	6	10	0	0.0%	1	16.7%	1	10.0%
20代	31	34	65	12	38.7%	9	26.5%	21	32.3%
30代	26	29	55	8	30.8%	21	72.4%	29	52.7%
40代	25	25	50	11	44.0%	14	56.0%	25	50.0%
50代	26	26	52	11	42.3%	15	57.7%	26	50.0%
60代以上	28	40	68	20	71.4%	29	72.5%	49	72.1%
計	140	160	300	62	44.3%	89	55.6%	151	50.3%

「居住区別」

	発送件数			回答件数					
	男	女	計	男(回答率)		女(回答率)		計(回答率)	
東区	23	36	59	12	52.2%	21	58.3%	33	55.9%
博多区	21	19	40	7	33.3%	8	42.1%	15	37.5%
中央区	20	15	35	4	20.0%	8	53.3%	12	34.3%
南区	27	27	54	12	44.4%	17	63.0%	29	53.7%
城南区	12	16	28	8	66.7%	6	37.5%	14	50.0%
早良区	19	26	45	12	63.2%	17	65.4%	29	64.4%
西区	18	21	39	7	38.9%	12	57.1%	19	48.7%

なお、アンケートの内容及び回答結果については、後記のとおりである。

【改善・要望事項】

今回の行政監査において監査対象事務とした「ごみ減量・リサイクルの推進について」は、監査目的や着眼点を基に監査を実施した結果、おおむね良好と認められたが、一部検討を要するものなどが認められた。

なお、具体的な検討事項については以下のとおりである。

1 ごみ減量推進対策事業について

ごみ減量推進施策については、環境局をはじめ区生活環境課において諸対策事業を実施しているところである。

(1) 地域リサイクルステーションについて

以前（平成12年4月まで）各区役所においては、リサイクルへの興味や関心を持ってもらうことを目的として、「空き缶回収機（くうかん鳥）」を設置し、一定の役割・効果を果たしてきたところであるが、平成12年度以降においては、循環型社会の構築を目指し地域での資源回収を促進するため、実践的なリサイクルステーション事業（従来のクリーンリサイクル事業とガラスびん拠点回収事業を再編成し、古紙拠点回収事業を統合したもの）へと発展したため、「くうかん鳥」については廃止をし、新たに「空き缶」、「空きびん」、「紙パック」、「古紙」、「ペットボトル」を回収するリサイクルステーションを区役所、市民センター若しくは区体育館（以下「市民センター等」という。）等に設置している。

なお、リサイクルステーションの設置にあたっては、各種（空き缶、空きびん、紙パック、ペットボトル）回収箱のほか古紙回収ボックス（コンテナ）を設置することから一定のスペースが必要であるため、

ア 区役所に設置できる（設置スペースがある）場合は区役所に、区役所に設置できない場合は、市民センター等に設置を行っている。

イ 回収（ステーションを利用できる）日時については、設置した施設の利用状況を勘案しながら、区役所については毎日、出張所については月～金曜日、市民センター等については、金・土・日曜日の9:00～17:00としている。

ウ 上記、大型公共施設のほか、公民館などで設置スペース確保や地域住民等による管理により設置が可能な場合、週2～5日程度回収を行っている。

エ その他、地域の実情に応じ地域住民の管理による古紙拠点ボックスやスーパーマーケット等の民間協力店など地域に密着した施設に回収箱を設置している。

以上のように現状に即した設置を行っているところであるが、回収日時が区によってばらつきがあることや以前の「くうかん鳥」については全区役所に設置していたため、市民から引き続き同様の施設の設置の要望があること、また、福岡市循環型システム研

究会の最終報告においても、リサイクルステーションの設置の拡充が掲げられており、未設置の区役所や公共施設についても、可能な範囲（例えば、古紙回収ボックスを除いて設置するなど）での設置を検討されるよう要望する。

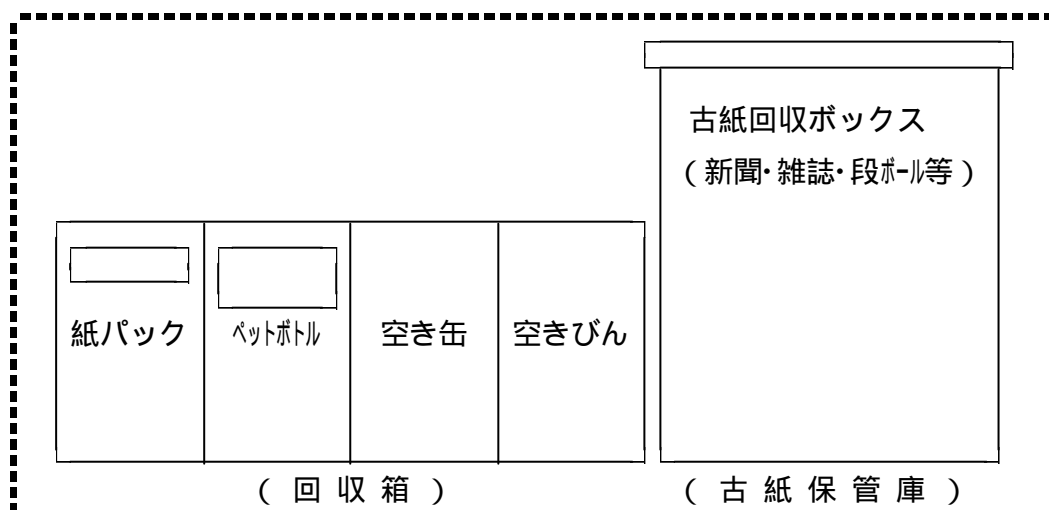
（環境局）

公共施設（市関連等）におけるリサイクルステーションの設置状況

	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区
区 役 所		×	×	×			
出 張 所							
市民センター	×		×		×	×	×
区体育館	×	×		×	×	×	×
プ ー ル	×	×	×	×	×	×	×
公民館等			×	×			
リサイクルプラザ							

注： は(は2ヶ所)有り， は古紙回収ボックスのみ有り，×はなし。

* 基本的なリサイクルステーションとは、下図のようなものである。



(2) 「かーるマークの店」認定制度等について

簡易包装の推進や資源物の店頭回収、再生品の販売など、ごみ減量・リサイクルに積極的に取り組む市内の小売店等を「かーるマークの店」として認定（平成13年4月1日現在 約2,000店舗）し、ごみ減量・リサイクル運動の推進を図っているところであるが、福岡市循環型システム研究会によるアンケート結果によると、「かーるマークの店」を知っている市民は、一般：41.7%、学生：4.4%とあまり周知がなされていない状況であった。

また、百貨店（デパート）においては、市民（お客）に簡易包装の意志があっても、包装の際あまり確認がなされておらず、以前に比べ簡易包装の推進が図られていない状況であった。

したがって、「かーるマークの店」の一層の周知や簡易包装について販売店側からの積極的な働きかけについて、指導・協力依頼することについて検討されたい。

(3) 事業系ごみの減量対策について

事業系ごみの減量については、一定規模以上の事業用建築物及び大規模小売店舗を対象として、廃棄物の減量等に関する計画書の提出や廃棄物減量等推進責任者の設置を義務づけるとともに、市職員が事業所に立ち入り計画書の内容の確認や実際のごみの出し方などの現地調査等により指導を行っており、廃棄物の多量排出事業者に対しても、同様の調査・指導を行うなど、事業所の指導強化を図っている。

また、「ごみ減量・再資源化優良事業者等表彰制度」やクリーンパークに持ち込まれる古紙を工場ステージにおいて回収、さらには市庁舎においても、紙使用量の抑制や再生紙の使用や古紙の分別排出など、庁舎内のごみ減量・再資源化等を行っており、事業系ごみの減量・再資源化を推進している。

一方、事業系の生ごみに関しては、「福岡市事業系生ごみリサイクル事業研究会」の平成12年度最終報告（平成13年4月）によると、特定事業用建築物及び多量排出事業所から排出される生ごみの量が市全体の5割以上を占めている状況にあり、また、新たな要因として平成13年5月から「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）も施行されており、本市においては、「福岡市事業系食品廃棄物リサイクル研究会」を設置し処理システムの調査研究を行っているが、現時点においては、実証試験や肥料化、飼料化、炭化、バイオガスなど、リサイクル技術についての検討段階である。

事業系ごみ全体としては、近年のコンピューター化に伴うオフィス古紙（特に機密書類）の増加により、減量が追いついていない状況にあり、早急に対策を講じる必要があると考えられることから、事業者自身での自己処理を促すよう、また、一定規模以上の事業所や多量排出事業者に対するごみ減量施策のさらなる推進についても、検討されるよう要望する。

(4) 環境推進委員について

環境推進委員については、地域に密着した活動を行うよう、下表のとおり校区に1名の校区環境推進委員、各町に1名の町環境推進委員を配置し、市民の環境思想・清掃思想の普及高揚（清掃関係の資料の配付や学習会の開催）とごみ減量・リサイクルや都市美化の円滑な運営・充実（集団回収や地域ぐるみの清掃）など、市民と行政のパイプ役、地域におけるリーダー役として清掃市民参加活動の推進を図っており、不法投棄者への指導を含めごみの適正排出指導等も行っている。

また、平成12年度からのごみの4分別収集開始の際においても「4分別早わかりセット」の配布や地域での説明など活躍したところである。

しかしながら、地域の清掃活動に関して、一部の区の地域においては、保健衛生や環

境衛生問題に取り組んでいる衛生連合会と連携が図られていない状況があった。

また、一部の区においては、環境推進委員の研修が形骸化しており、環境推進委員の地域での活動状況にばらつきが見られた。

地域において、ごみ減量・リサイクルを効率的に推進するには、校区ごみ減量・リサイクル推進会議を中心として、衛生連合会や自治連合会など地域の各種団体との連携・協力が必要不可欠である。したがって、衛生連合会をはじめとする各種団体やこれらに関連する部局において、情報交換（年間の事業計画の確認や類似事業の事前調整）や環境推進委員の研修等により、さらなる効果的な地域活動の支援を図られるよう要望する。

（各区役所）

環境推進委員の設置状況

（平成13年4月1日現在，単位：人）

	東 区	博多区	中央区	南 区	城南区	早良区	西 区	計
校区環境推進委員	27	22	14	25	11	24	22	145
町環境推進委員	465	391	389	344	216	379	251	2,435
計	492	413	403	369	227	403	273	2,580

(5) 放置自転車について

「公共の場における放置自転車」について、平成11年度に行政監査を実施（結果は、平成12年5月8日第4784号福岡市公報に登載）したところであり、放置禁止区域等に放置された自転車については、所定の保管所に移動・保管しているが、一定の保管期間を経過しても所有者に返還することができない大部分の自転車は、売却や廃棄等の処分を行っており、処理後の資源物については可能な限りリサイクルされているものの、毎年一定の廃棄処理費用を要している。

現在、廃棄処分となっている当該自転車については、年々増加傾向にあるため、放置自転車の主管局である土木局と連携・協議しながら、廃棄台数並びに処理費用の削減が図られるよう方策について検討されたい。

なお、過去4ヶ年の放置自転車の移動・保管台数とこれに係る返還及び廃棄等の台数並びに廃棄処理費用については、下表のとおりである。

（環境局，土木局関連）

（単位：台，円）

区 分	平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度	
移動・保管台数	36,537		35,124		36,712		36,181	
返 還 台 数	12,508	34.2%	11,066	31.5%	11,416	31.1%	10,084	27.9%
リサイクル台数	2,619	7.2%	2,535	7.2%	2,635	7.2%	2,187	6.0%
売 却 台 数	2,268	6.2%	2,258	6.4%	2,836	7.7%	3,845	10.6%
廃 棄 台 数	19,142	52.4%	19,265	54.8%	19,825	54.0%	20,065	55.5%
廃 棄 処 理 費 用	5,606,055		5,485,652		5,517,619		5,309,185	

注：リサイクル台数とは、社会福祉施設や公共団体等へ無償譲与している台数である。

(6) 契約方法の検討について

ごみ処理に関しては、近年のごみの量の増加や多種多様化に対応した収集・運搬をはじめ、適正処理のために多額の経費を要している。このため、ごみ処理及びリサイクルに関する経費については、委託業務経費を含め、できる限り節減する必要があると考えられる。

しかしながら、今回の「ごみ減量・リサイクルの推進について」の監査において、次の委託業務の契約方法については、今後、検討の必要があると考えられる。

- ・ 空き缶プレスカー運行業務委託(委託料：平成13年度 26,006,400円、以下「契約1」という。)
- ・ 地域リサイクルステーション資源物回収運搬業務委託(委託料：平成13年度 26,838,000円、以下「契約2」という。)

上記2件の契約については、特定の者と随意契約するいわゆる特命随意契約(以下「特命随契」という。)の方法により契約を行っており、その理由としては、主に「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」(昭和50年5月23日法律第31号)の趣旨に基づき「し尿収集業務の転廃業対策の一環」として、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「契約の目的が競争入札に適さないもの」及び同項第4号「競争入札に付することが不利と認められる」として、契約1については平成4年度以降、契約2についても従来事業である「クリーンリサイクル事業」委託を含めて平成4年8月から継続して特命随契をしてきたところである。

しかしながら、転廃業対策としての当初契約から10年近く経過していることや現在までの間において、長期継続委託のチェックを行う「福岡市の委託事務の適正執行に関する要綱」(平成5年1月4日施行)や契約(貿易)の自由化・拡大を目的とした「政府調達に関する協定」(平成7年12月8日条約第23号)が定められており、上記契約については当該要綱や協定に該当するものではないが、特命随契の方法で契約することができるのはきわめて限定的な場合に限られており、今後においては特命随契以外の方法について検討する必要があると思われる。

(環境局)

2 4 分別収集への取り組みについて

今回のアンケート結果に見られるように、家庭系ごみの4分別収集については、環境局ごみ減量・美化推進課の周知のための諸施策をはじめ、環境推進委員や区生活環境課の地域に密着した施策の効果として、ほとんどの市民に周知がなされていた。

しかしながら、一部分別方法が分からないものとして、主に空きびん・ペットボトル・プラスチックなどが掲げられていた。空きびん・ペットボトルについてはリサイクルできるものであるため、これについての分別・出し方を周知することで、一層のごみ減量が図られると考えられる。また、プラスチックについては、本市のごみの特徴として3番目に

多いごみであり、「可燃性ごみ」であることを更に周知する必要があると考えられる。

したがって、これらをはじめ分別方法が分かりにくいごみについては、容易に分別し易い（現状：「分別方法でごみを区分した表」「ごみの種類から分別する表」の配布）ような周知の方法について検討されるよう要望する。

また、本市においては、毎年8万人前後が市外から転入している状況にあり、ごみの分別方法等について、今後も継続的にパンフレットの作成やPR放送など周知を図られるよう要望する。

（環境局）

3 広報・啓発の在り方について

(1) ごみ減量・リサイクルに関する広報活動については、今回の監査における市民へのアンケート調査及び平成12年7月に市長室広聴課において実施した「家庭ごみ4分別収集等に関する意識調査」の結果によると、市政だよりによる周知が最もなされていた。

今後とも、市の広報媒体として有効な市政だよりの積極的な活用を要望する。

（環境局）

福岡市ごみに関するアンケート（監査事務局実施）

問：「販売店で引き取ってもらう家電製品」（家電リサイクル法）をどのようにして知ったか。

計 141人(複数回答)

市政だより	75人	53.2%
テレビ	59	41.8
新聞	40	28.4
家電販売店	33	23.4
ポスター、チラシ	9	6.4
その他	5	3.6
無回答	3	2.1

家庭系ごみ4分別収集等に関する意識調査（市長室広聴課実施）

問：「家庭系ごみ4分別収集」について何によって知ったか。

計 217人(複数回答，上位6位)

市政だより	175人	80.6%
4分別早わかりセット	132	60.8
テレビCM	95	43.8
回覧板	86	39.6
ポスター掲示	48	22.1
地域説明会	32	14.7

(2) また、今回のアンケートの回答状況にあるように、年齢別において10代（10.0%）及び20代（32.3%）並びに30代男性（30.8%）、居住区別では博多区（37.5%）及び中央区男性（20.0%）について、他の年齢層や居住区に比べ回答率が低い状況にあった。回答率が低い原因としては、様々な理由が考えられるが、ごみに対する意識が低いことも原因の一つであると考えられる。今後、広報活動をされる際には、これらの年齢層や居住区の

市民に対して、より効果的な周知方法を検討されるよう要望する。

(環境局)

- (3) 現在、本市においては、毎月「ノーマイカーデー」を設け交通公害防止に取り組んでいるところであるが、ごみ減量・リサイクルに関しても、更なる意識の高揚を図るため月1回若しくは週1回「ノーレジ袋デー(買い物袋持参デー)」といった実践的な啓発方法についても検討されるよう要望する。

(環境局)

- (4) 小学校、保育所及び保育園の児童等に対しては、「空き缶プレスカー(カンパク大将)」を派遣し、小学4年生全員については社会科資料として「ごみとわたしたち」(副読本)を配布しクリーンパークなどの施設見学により、また環境教育の一環として希望する小学校等にコンポスト化容器を設置し生ごみの堆肥化の過程を体験させるなど、ごみ減量やリサイクルへの意識啓発が図られているところであるが、特にコンポスト化容器の設置については体験学習として啓発効果が上がっており、今後より一層の推進や拡大、また、中学生に対しても副読本を配布するなど、児童等に対して更なる意識啓発を検討されるよう要望する。

また、福岡市循環型システム研究会の最終報告において、家庭系ごみの再利用の取り組みとして、各校区を主体に校区1箇所の地域リサイクルステーションの整備も掲げられており、コンポスト化容器と同様、ごみの分別についても児童等へ体験させることで、リサイクル意識の啓発効果が期待されるため、各小学校へのリサイクルステーションの設置について、可能な範囲での設置を検討されるよう要望する。

(環境局、教育委員会関連)

4 不法投棄について

- (1) 不法投棄の防止については、環境局及び各区生活環境課の職員や各環境推進委員によるパトロール、また、早良区脇山校区においては地元自治会、駐在所及び区役所の協力・共同によるパトロール、さらには、不法投棄者の発見に特に重要な情報提供者に謝礼を贈呈する「不法投棄通報制度」により、不法投棄の防止を図っているところであるが、限られた人員・予算ではパトロールの範囲や時間が限定されてしまう。また、平成13年4月から家電リサイクル法が施行されたことに伴い、今後においても不法投棄の増加が予想される。

したがって、タクシー運転手をはじめ運送業界、郵便局員や新聞配達員など外回りの仕事(外勤)の人達と連携を図るなど、既に協定などを締結している他自治体の例を参考にしながら、不法投棄の監視の強化について検討されたい。

(環境局)

(2) 不法投棄された物については、投棄された場所の管理者責任において処理することとなっており、本来、投棄場所が道路上の場合は土木局道路管理課、市営林の場合は農林水産局林政課において処理すべきであるが、現在、市民からの不法投棄に関する通報・苦情については、主に各区生活環境課になされており、そのまま放置できない状況から当該課において処理（放置自動車を除く）を行っているため、不法投棄物の処理に関する責任の所在が曖昧となっている。

このため、不法投棄物の適正かつ迅速な処理及び未然防止、再発防止を図るため、福岡市事務分掌規則に明記するなど、責任区分について明確化を図られるよう要望する。

（環境局，総務企画局関連）

【むすび】

今回の行政監査において監査対象事務とした「ごみ減量・リサイクルの推進について」監査した結果、前述のとおり一部検討を要望するものがあった。

しかしながら、本市における市民一人一日あたりの家庭系ごみの排出量については、別表に示されるとおり、政令指定都市においてはごみ非常事態宣言がなされた名古屋市を除き最も減量がなされ、充分ごみ減量施策の効果が認められている状況であった。

今後については、福岡市循環型システム研究会の最終報告を踏まえ、指摘された事項について検討を進めながら、年々増加している事業系ごみ対策も含め、引き続きごみ減量・リサイクルの推進に努められるとともに、ごみ処理及びリサイクルに関しては多大なる経費を要することや家庭ごみの有料化にあたっては、より多くの市民の理解・同意を得られるよう、より一層の有効性や効率性を勘案しながら、可能な限りの経費節減を図られるよう要望する。

別表

市民一人一日あたりの家庭系ごみ排出量（政令市比較）

（単位：g）

都市名	平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成8年度対12年度	
	排出量	排出量	前年比	排出量	前年比	排出量	前年比	排出量	前年比	排出量	比率	
福岡市	796	827	103.9 %	662	80.0 %	671	101.4 %	668	99.6 %	-128	83.9 %	
札幌市	820	819	99.9 %	730	89.1 %	718	98.4 %	714	99.4 %	-106	87.1 %	
仙台市	764	772	101.0 %	785	101.7 %	774	98.6 %	830	107.2 %	+66	108.6 %	
千葉市	715	730	102.1 %	735	100.7 %	726	98.8 %	747	102.9 %	+32	104.5 %	
川崎市	983	968	98.5 %	947	97.8 %	901	95.1 %	899	99.8 %	-84	91.5 %	
横浜市	859	815	94.9 %	812	99.6 %	793	97.7 %	775	97.7 %	-84	90.2 %	
京都市	679	690	101.6 %	668	96.8 %	655	98.1 %	644	98.3 %	-35	94.8 %	
大阪市	797	792	99.4 %	785	99.1 %	776	98.9 %	770	99.2 %	-27	96.6 %	
神戸市	1,038	1,099	105.9 %	1,098	99.9 %	1,122	102.2 %	1,141	101.7 %	+103	109.9 %	
広島市	575	588	102.3 %	600	102.0 %	607	101.2 %	646	106.4 %	+71	112.3 %	
平均	803	810	100.9 %	782	96.7 %	774	99.0 %	783	101.2 %	-19	98.0 %	

* 「家庭系ごみ」とは、一般家庭から排出されるごみで、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみのことをいう。

* 名古屋市及び北九州市については、家庭系・事業系ごみの区別ができないため、上記比較表に含めない。

* 数値横の～は、各項目における順位。

（参考）

名古屋市	914	935	102.3 %	943	100.9 %	873	92.6 %	744	85.2 %	-170	81.4 %
北九州市	949	953	100.4 %	915	96.0 %	908	99.2 %	908	100.0 %	-41	95.7 %

* 上記2市については、家庭系・事業系ごみの区別ができないため参考数値であるが、できるだけ他都市と同条件の数値にするため、自己搬入分は除き、市収集分（資源化物を含む）を基に算出した。

問4 問3で「2. 大体分かる」または「3. 分からない」と答えた方にお尋ねします。分別の仕方が分からない物は何ですか。

具体的に()

上位4位		
1位	ビン	10人
2位	ペットボトル	9
3位	プラスチック	8
4位	不・可燃混合物	4

問5 燃えるごみ(可燃ごみ)の出し方(指定袋に入れ, 週2回指定の場所に出す)を知っていますか。

1. はい 2. いいえ

計 151人

1. はい	149人	98.68%
2. いいえ	1	0.66
無回答	1	0.66

問6 燃えないごみ(不燃ごみ)の出し方(指定袋に入れ, 月1回指定の場所に出す)を知っていますか。

1. はい 2. いいえ

計 151人

1. はい	147人	97.35%
2. いいえ	1	0.66
無回答	3	1.99

問7 空きびん・ペットボトルの出し方(空きびんとペットボトルを一緒に指定袋に入れ, 月1回指定の場所に出す)を知っていますか。

1. はい 2. いいえ

計 151人

1. はい	142人	94.04%
2. いいえ	6	3.97
無回答	3	1.99

問8 粗大ごみの出し方(粗大ごみ受付センターに連絡して, 有料で引き取ってもらう)を知っていますか。

1. はい 2. いいえ

計 151人

1. はい	148人	98.01%
2. いいえ	2	1.33
無回答	1	0.66

問9 引っ越しなどで多量のごみが出た場合は, どのようなするか(市の処理施設(クリーンパーク等)に自分で持ち込むか, 市が許可した収集業者に依頼する)知っていますか。

1. はい 2. いいえ

計 151人

1. はい	110人	72.85%
2. いいえ	36	23.84
無回答	5	3.31

